

商事判例研究

九州大学産業法研究会

竹村, 純

<https://doi.org/10.15017/1859>

出版情報 : 法政研究. 53 (1), pp.167-176, 1986-10-20. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

判例研究

商事判例研究

九州大学産業法研究会

共同組合の名板貸責任および、共同組合理事の管理責任

東京地裁昭和五九年五月七日判決（昭和五十一年（ワ）第一一〇〇号損害賠償請求事件）金融商事判例七二一号二〇頁

〔事実〕

① 訴外A組合は、組合員の取り扱う医薬品、医療器械器具、医療用消耗品および診療用備品の共同購入等を目的として、昭和四五年三月七日に設立された協同組合である。

右A組合は、昭和四六年に医薬品の共同購入、および組合員に対する販売の事業に着手したが、事業運営に失敗し、昭和四九年前ごろまでに、約二八八〇万円の負債をかかえるに至った。

② A組合において、右負債を処理する方策が検討され、当時、右A組合に出入りしていた薬品会社の従業員訴外Cと右A組合の理事Yらとの間で、A組合の医薬品の共同購入ならびに組合員に対する販売業務を廃止し、右訴外Cが代表取締役となる訴外B会社が、A組合にかわって、組合員に対する医薬品、

医療器具等の仕入・販売業務を行ない、さらにB会社の組合員に対する売掛金をA組合が徴収すること、ならびにB会社の代表取締役CがA組合の顧問に、A組合の理事全員がB会社の顧問に就任すること等を内容とする業務委託契約書が作成された。

③ 右契約を履行するに際して、昭和四九年九月二〇日に、Yらは、B会社と銀行との間の取引につき、個人保証をすることともに、B会社が昭和四九年七月二日に設立されて以来、B会社に対する支援のために、製薬会社や薬種問屋約一〇社との間に保証契約を締結した。なお、B会社は、当初からA組合の事務所の一角を借り、そこを第一営業所として受託業務を遂行していた。

④ B会社の代表取締役となったCは、昭和四九年八月三〇日、Xに対し、A組合名義で薬品を注文し、Xの従業員が同日B会社第一営業所に配達した。以後、B会社とXは取引を継続することになったが、B会社は、昭和五三年九月三〇日に、五億円の負債を負って倒産した。

⑤ XはBからの注文をA組合名義で受けていたこと、配達先の看板がA組合になっていたこと、電話連絡先がA組合所有の電話番号であったことから、A組合が取引先であるものと誤認していた。また、その後においても、Xが取引に関連して電話をかけても、A組合の従業員がBの従業員に取り次いでいたこと、A組合の従業員が商品たる医薬品を受領し、その引渡しに際しては、XがA組合宛の「納品書」を交付し、A組合名義

のX宛の「受領証」を受け取っていたこと、支払期ごとにA組合宛の請求書および内訳の請求書伝票をA組合に対して郵送していたこと、こうした取引に関連して、買主を誤認している旨の注意を受けなかったことなどから、右誤認は解かれることがなかった。さらにB会社は、代金決済のために、代金相当額を額面金額とする「B会社」振出の手形を用いることはあったが、Xはそれを廻し手形と理解していた。

⑥ こうして、Xは、取引の相手方をA組合と誤認したまま取引を継続したが、Cから交付された手形が決済されなかったこともあって、右B会社倒産の日までに、本件取引による未払の売掛代金は、一〇三三万八五〇円となった。その後、A組合の転届の際に、B会社がA組合の倉庫に放置していた医薬品、五二万五七〇〇円相当の引渡しを受け、未回収の売掛代金債権は九八〇万五一五〇円となった。

⑦ そこでXは、A組合の名板貸責任、Yらの中小企業等協同組合法第三八条の二による管理責任、および、Yらの不法行為責任によって右損害を生じたとして提訴したのが本件である。

〔判旨〕請求棄却（控訴）

一 「原告は、本件取引の相手方を組合と誤認して取引を継続していたものであるところ、Bは、組合の看板の掲げられた組合の事務所の一部を借用して第一営業所とし、組合名義をも

って原告に医薬品を発注し、同所に配達させて原告との間で本件取引を開始し、以後、決済手段としてB振出の手形を交付したこともあったが、組合宛の納品書を受領し、組合から原告宛の受領書を受領印を押捺し、組合宛の請求書に基づき売買代金を支払っているのであるから、Bは、組合の名称を使用して原告との間に本件取引を行ったというべきである。他方、組合は、組合の債務処理のためBとの間に業務委託契約を締結し、販路をBに譲渡したのに伴い、組合の事務所の一部をBに利用させたばかりか、その従業員が、Bへの電話の取次ぎ、組合宛の請求書等のBへの交付、医薬品の代理受領等を行っているのであり、こうした事実を照らせば、組合はBに対し、その名称を用いて営業することを許諾していたものと認めるのが相当である。：しかしながら、名板貸人が、名板借人との連帯責任を免れるためには、取引の相手方に悪意に匹敵すべき重大な過失があることが必要であると解されるところ、前記の原告が本件取引の相手方を誤認した事情に照らして考えれば、右事実をもっては原告の誤信について軽過失はともかく、重大な過失があるとは到底認められない。」として、商法二三条に基づき、原告がBに売り渡した医薬品の売掛代金残額の支払義務がA組合にあると判示した。

二 また、組合の理事の管理責任について、「組合が前述のとおり原告に対して名板貸責任を免れえず、かつ、結果的に右被告らには組合に前述の保証債務を負担させた点に組合理事と

してその判断の甘さを責められるべき点がないとはいえないとしても、右被告らに中小企業等協同組合法第三八条の二に基づき原告に対する損害賠償責任を負担させるには、右被告らにおいて、Bの経営が悪化していること及びその結果Bの取引先に対して組合が名板貸責任を免れない立場にあり、かつ、組合が前述の保証債務を現実化させられ遂にはその支払能力を喪失するに至るであろうことを予見し、こうした組合の経営悪化に至る事由を理事として防止することを期待しうる状況にあったにもかかわらず、これを放置し、ために理事として組合に対する忠実義務に違反した事情が認められなければならないといふべきところ、本件証拠上右被告らにかかる事情を認めるに足りる証拠はないといわざるをえず、原告が主張するように右被告らが組合に前述の保証債務を単に負担させたとの点をもってしては右被告らに右損害賠償責任を負担させることを肯認することはできないといふべきである。また、原告は、被告らが組合と利害の対立するB会社の顧問に就任したことをもって理事の組合に対する忠実義務に違背する任務懈怠行為であると主張するけれども、中小企業等協同組合法第三八条の二に基づく理事の責任は、理事の任務懈怠行為と第三者に生じた損害との間に因果関係が存在することを要件とするものであり、被告らが組合と利害の対立するB会社の顧問に就任したとしても単にそれだけの事実によって第三者に損害を生ずる道理はなく、顧問に就任してB会社との間に利害を共通にしたのちに理事としての

任務違背行為をし、その行為によって第三者に損害を生ぜしめた場合に理事の責任の問題を生ずるのであるところ、原告はこのような損害と直接関係する任務違背行為を主張するものではないから、原告のこの点の主張は理由がない」としている。

〔研究〕判示に反対

一、判旨一は、自己の氏名および商号の使用を他人に黙示的に承認し、さらに、その他人が自己の事務所を使用するのを許容し、自己と同じ営業を行うことを認めた場合には、名板貸人の責任が問われるとする最高裁判所昭和三四年六月一日の判決^(民集一三卷六号六九三頁)および昭和四二年二月九日の判決^(金商判五四号一〇頁)を踏襲している。

また、判旨二は、中小企業等協同組合法三八条の二にいう共同組合の理事の管理責任について、理事の職務遂行における重大な過失に予見可能性を要求する最高裁判所昭和三四年七月二四日の判決^(民集一三卷八号一五八頁)を踏襲している。

本稿では、紙数の関係上、判旨一を中心に研究してゆくことにする。

二、名板貸とは、自己の氏名または商号を使用して営業を為すことを他人に許諾することを言い、本来は、取引所の取引員が、他人に自己の名義を貸して、その名板人借に営業をさせる契約を意味していた^(鴻・商法総則補正 第二版一八七頁以下)。その後、取引所の取引員以外にも右契約が広く使われるようになり、名板借人が名板貸人

の信用や名声を利用して、名板借人の営業に有利になるようにこれを運営し、その外観を信じ、営業の主体を誤認して、名板借人と取引をした相手方に不測の損害を与えるようになったために、昭和十三年の商法改正に際し、禁反言則を根拠に取引の安全および取引の相手方の保護を目的とする商法二三条が設けられた(「連井」名板貸による責任、商法II判例と学説、五〇頁)。

ところで、名板貸人の名義使用の許諾は必ずしも明示的のものである必要はなく、黙示的なものであってもよいと言われている(「鴻」商法総則補正、第三版一八九頁)。

判例は、名板貸人の名義使用の黙示の許諾につき、

- ① 免許営業である建築請負業において、自己の営業名義人としての法律上の資格を他人に使用させるとともに、その他人が自己の名称に京都出張所なる名称を附した看板を掲げ、名刺に同所長と表示して土建業を営んだ場合(京都地判昭和二十五年六月二二、日下民集一卷六号九五八頁)、
- ② 現場係員の派遣にかえて他の従業員に自己の会社の出張所長と称することを許諾して派遣するとともに、工事竣工後も、右の他の会社の従業員が自己の会社の出張所の商号を使用して仕事をしているのに対して、商号使用についての差止命令を出しただけで、右商号使用の継続に、右の差止命令以外になんらの措置も講じなかった場合(東京地判昭和三十一年八月三日、下民集七卷八号二〇九六頁)、
- ③ 甲百貨店の二階の一画を賃料を売上げの五分と定めて賃借し、甲百貨店書籍部なる商号で営業していた個人書店が、後にその商号を株式会社甲百貨店書籍部に変更し、会社を設立す

るとともに、当初から、甲百貨店の売場主任の指揮監督のもとに、甲百貨店のレジスターを通じて書籍を販売するとともに、その包装紙や売上の景品も甲百貨店と共通しており、さらに注文書には、甲百貨店書籍部とのみ表示され、経営者または代表者の記載がないうえ、甲または甲百貨店と表示して書籍ないしは商品明細書の送付や代金請求をしていた場合(東京地判昭和二十七年三月三三、日下民集三卷三五頁)、

- ④ 裁判所職員が、同職場の全職員の福利厚生・生活物資購入配給活動を行うために組織された組織体が、右職場内に「厚生部」の表札を掲げ、「甲裁判所厚生部」名義で他人と取引を継続し、右取引に際して、甲裁判所の用紙を使用して発註書、支払証明書等の用語を用いたばかりか、同裁判所の印を使用しており、右組織体の存在が、裁判所内部でも認められていた場合(最判昭和三十年一〇月二二、日下民集三卷九号四頁)、
- ⑤ 下請人として使用していた会社に、甲会社が、甲会社出張所なる名称の使用を許諾し、右下請会社が、右出張所名義を使用して取引をした場合(静岡地判昭和三十一年一月三、日下民集三卷一八号一〇五頁)、

- ⑥ 事業を廃止した後、同種事業を行う他人のために同一工場を使用させ、従業員の一部も引継がせ、また看板も、甲自動車修理工場の「甲」部分を消したのみで、他の商号と書きかえておらず、さらに、従前の得意先に対して営業主の交替を通知していない場合(最判昭和四十二年二月九日金融判例五四号一〇頁、右原審・広島高判昭和三十三年七月二十九日高裁民集一七卷五号三三一頁)、
- ⑦ 甲会社は、同社大阪出張所を廃止したが、大阪方面の従

来の得意先を右出張所の主任であったAに譲ったこともあって、右出張所を廃止したことを一般に広告せず、そればかりか、Aに対して甲出張所名義の角印や注文書等の用紙(大阪出張所の所在地を印刷)までも引継ぎ使用させた場合(最判昭和四一年一月二七日、電話番号、本店の所在地を印刷)、

⑧ Aが、その父親Bの経営する甲店なる商号を使用して、甲支店なる商号を用いて営業を始め、A名義で同業者組合に入、同時にその店に「甲支店」名義の看板を掲げ、かつ甲支店名義の手形を振出したという事実をBが黙認した場合。ただし、甲店と甲支店の経営はまったく別個独立しており、また、相互に、資金や労力の援助等の関係はなかった(大阪高判昭和四一年九月一三日金融法律事情四五七、号九頁)、

⑨ 甲会社に勤務していたAが独立して、同社の新宿甲支店ないしは新宿甲と名のり、株式会社甲商店新宿支店長Aなる名刺を使用するとともに、店に甲新宿支店と表示した看板を掲げて取引していた場合において、右支店名義看板は甲の許諾を得て掲げられており、また、甲はAが甲支店長名義で取引をしていることを知っていた場合(東京地判昭和四二年二月二二、〇日判夕二一九号一五九頁)、

⑩ 電気器具商を営んでいたAがその営業を廃止した後、使用人であったBが、A使用の甲商店の看板を掲げたまま、同一の店舗で食糧品の販売店を営業していることを知っており、さらに、A名義のゴム印、印鑑、小切手帳の使用、A名義の手形の振出、売上金の従前からの商号およびA名義での預金、ならびに金員の引き出しをすることに關し、A名義の銀行口座の使

用を承諾していた場合(最判昭和四三年六月一三日、民集三三卷六号一七七一頁)、

⑪ 甲が、倒産によって信用を失ったAに、甲名義の材木の取引わくを使用することを許すとともに、甲の商号を使用して取引を行なうことを承諾して、甲の家屋をAに貸したことから、Aは、右家屋に甲支店なる看板を掲げ、Aの営業用自動車に甲本店所在地、および甲支店所在地を表示し、また、取引の際には、専ら甲所有の自動車を利用して木材の運送を行い、さらに、Aが電々公社発行の電話番号帳に、甲木材出張所と掲載し、かつ、請求書、納品書に甲店名義を印刷、使用するとともに、手形振出人欄に、甲店の肩書を表示した場合(大阪地判昭和四年二月四日判時五六四、号七三頁)、

⑫ 甲工業所なる商号を使用して営業を行っていたYが、病気のため、その従業員であり、かつYの女婿Aが営業活動を行なうようになり、右営業にあたり、Aは従来どりの商号を使用し、請求書や領収証にも、甲の商号と机の中に放置してあったYの角印を使用したか、Yがそれを黙認して阻止しなかった場合(東京地判昭和四七年一〇月三、一日判時六九六号二三四頁)、
において、それを認めている。

なお、名義使用の許諾が認められなかった判例として、⑬ 東京地判昭和三年一月二二日(判時四三三、号三三三頁)が挙げられる。右事例は、社会福祉法人甲の建物の一面をAが借り、「甲電気部」なる看板を掲げ、甲電気部を表示した名刺を作成・交付するとともに、右肩書を附した手形を振り出し(右建物内部には、「社会

福祉法人甲木工部」という同法人附属の部の看板があった。ただし、Aは、「社会福祉法人」の称号は使用していなかった。さらに、電話番号も甲のものを共用しており、甲は以上のことを特に禁止していなかった。その後Aと甲との間に問題が生じ、Aは、「Y電気部」なる商号の使用をやめた。判例は、Aが、「甲電気部」の商号使用期間中は、甲の名義使用の許諾があったが、右商号使用をやめた後は、何の誤認も生じないで、名板貸はないと判示している。

これを本件について見ると、B会社は、③、④の事例および前記東京地判昭和三十三年一月二二日の事例と同じく、A組合の一角を借りて営業を行っており、A組合の看板しか掲げられておらず、さらには、電話番号の共用、ならびに、A組合従業員が、B組合従業員に電話を取り次いでいたこと、A組合従業員が商品を受領していたこと、納品書、請求書、伝票がA組合宛に送付され、かつ、受領証がA組合名義であったこと等からして、判示の如く、A組合の訴外B会社に対する名板貸人の営業のための名義使用の許諾があったものと思われる。

三、ところで、商法二三条は、「自己ヲ営業主ナリト誤認シテ取引ヲ為シタル者ニ対シ其ノ取引ニ因リテ生シタル債務ニ付他人ト連帯シテ弁済ノ責ニ任ス」と規定しているが、取引の相手方の過失の有無については、何ら規定しておらず、右条文の解釈について、見解が分かれている。

学説は、大きくわけて、三つの説が対立している。第一説は

単純善意説（誤認説）といわれるもので、この見解によると、名板貸人に責任を負わせるには、取引の相手方が、個別的に正確に、名板貸人を営業主と思ったことよりも、名板貸人が自己の名義を他人に貸して、自己を営業主と思わせる状況で営業に参与しているという事実が決定的な意味があると考えている。さらに言えば、取引の相手方が、真実の営業主を知って、すなわち、悪意で取引をした場合にのみ、商法二三条が適用されると解している（末川「表現的営業主の責任」、民商法九卷五二頁以下）。

第二説は、無軽過失説といわれるもので、この見解によると、商法二三条制定以前の名板貸の責任は、民法一〇九条を根拠にして認められてきたのであるから、その理念は基本的に同じであり、右民法一〇九条の解釈と同じく、取引の相手方に軽過失があった場合には名板貸人の責任が免除されると解している（石井「名板貸人の責任」(旧)商法演習Ⅱ一七頁以下、竹内・商事判例研究昭和二十七年二〇事件、堀口・判例評論九三三三頁）。

第三説は、無重過失説といわれるもので、この見解によると、重大な過失は悪意と同様に解すべきであるから、民法一〇九条の解釈を取引安全の比重の大きな商法二三条の適用領域に修正なくして持ち込むことは疑問であり、さらに、名板貸を信頼した過失のある取引の相手方の保護と名板貸人の責任とを比較考量すると、右相手方の軽過失は商法二三条においては問題にならないと無軽過失説を批判している（大隅・商法総則一九〇頁、服部・商法総則二二五頁等）。

これに対して判例は、おおむね、無軽過失説に近い立場と無重過失説に近い立場の二つにわかれているが、後者が主流を占め

ているようである。

無輕過失説の立場をとると思われる判例には、①福井地判昭和三十一年三月十五日(下民集七卷三、号六一四頁)、②最判昭和三五年一〇月二一日(前記二④)、③東京地判昭和三十一年八月三日(前記二②)、④東京地判昭和三七年一二月二二日(判時三三八、号三二頁)等がある。これらの判例は、営業所、出張所、支店等取引の相手方がその外観を信頼する状態が作りだされ、それを取引の相手方が②善意無過失でその外観を信頼して取引をした場合、および、その外観に取引の相手方が疑問をいだいて本店(名板貸人)に、営業所、出張所、支店等の(名板借人)の存在を確認し、③実際には契約期限ぎれ等で右営業所等の存在がないのに、名板貸人から存在する旨の返事を得た場合には、取引の相手方を誤認したことに過失はなく、名板貸人はその責任があると判示している。

また、無重過失説をとると思われる判例には、⑤京都地判昭和二五年六月二一日(前記二①)、⑥東京地判昭和二七年三月一〇日(前記二③)、⑦東京地判昭和三十三年一月二二日(前記二⑬)、⑧静岡地判昭和三六年一月三一日(前記二⑤)、⑨最判昭和四一年一月二七日(前記二⑦)、⑩大阪高判昭和四一年九月一三日(前記二⑧)、⑪最判昭和四二年二月九日(前記二⑥)、⑫東京地判昭和四二年一二月二〇日(前記二⑨)、⑬大阪地判昭和四四年二月四日(前記二⑪)、⑭最判昭和五二年四月二七日(判時八六〇号一四九頁)等がある。

⑤においては、名板貸人が名板借人を出張所代表者として紹

介し、前記の看板や名刺の使用、契約書中の表示ともあわせ、これを信頼して取引をなした原告には重過失はないと判示している。⑥においては、昭和二五年五月以前はともかく、同月以後は、書籍部代表者がAである旨の記載の手形を受領していること、新潟の書籍販売業者が百貨店と右書籍部が別会社であることを知っていたこと、ならびに東京の大手書籍販売業者二社が、別個の営業主体であることに気付いていたこと等から、原告の重過失を認めている。⑦においては、商号が甲法人の一部門と誤認されるおそれはあるが、甲が積極的にその商号の使用を許諾していないこと、たとえ看板や手形等の記載に右のように誤認されると思われるところがあるにしても、通常の注意を払っていれば法人の同一性に疑問が生じるのが当然であるのに、漫然としてこれを確認することなく、同一と信じて取引をしていた原告に重過失を認めている。⑧においては、前記事実の他に、甲出張所名義の手形の支払場所である銀行で、同出張所との当座取引の有無を照介、取引のあることを確認し、そのために相手方を誤認して取引をした原告には、その誤認につき、重過失はないと判示している。⑨原告が手形を差し換えさせる際にも、甲店とAとの関係に疑念を持たなかったことについて重過失はないと判示している。⑩においては、控訴人が金貸業の知識を有しているにもかかわらず、支店の支店長、支配人等の代理である資格を示す記載を欠く極めて不完全な形式の手形を割り引いていること、しかも同一経営者の所有にかかる本支

店間において支店が受け取った手形を支店がわざわざ高利で現金化し、これを本店に納入するという極めて変則的事例であることから、本支店が別個の経営であることを容易に推測できる。さらに、控訴人はAの店の近くに居住し、附近の事情に精通しており、本店が発展して、大商店と認識され、金融業者の高利の資金を導入する状態にないことを知っていると認められ、それを知らないにしても、前記手形の件から営業主の異なる旨の疑問を当然いさぐべきであり、容易に調査できるにもかかわらず、それをしなかったことに重過失があると判示している。⑩においては、注意していれば看板の異動に気付くはずであり、また、甲は手広く堅実に酒店を経営しており、工場に関して、わざわざ田舎の金融業者に高利で融資を求めする必要はなく、甲が工場に来ないのであるから、原告は事業の実態に不審を持ち、営業の交替を確かめるべきであり、確かめなかったことに過失はあるが、それは重過失ではないと判示している。⑪においては、原告が甲と新宿甲支店の関係についてある程度知っており、甲と新宿甲支店を取引において帳簿上区別して受注や代金請求をするともに、代金は新宿甲支店長のA個人の小切手または約束手形で受け取り、右支店以外の代金は甲振出の小切手や約束手形で受け取っていたこと等から、原告に重過失を認めている。また、⑬においては、商人が信用取引をする場合には、売掛金代金を確保するために、みずから相手方の資産を調査し、または相手方と接渉してその資産内容を知る等の措置をと

って、その信用状態を十分に考慮する必要があるにもかかわらず、相手方に対する照会、資力についての十分な調査をしていないこと、また、Aと甲との経理が別である旨告げられていたにもかかわらず、上司に報告されていないこと、さらに、Aから代金支払のために受け取った手形に、振出人たるAと甲とのつながりが記載されていなかったことを原告が看すごしていたという点に重過失があると判示している。(⑭省略)

いずれの説をとっても、右具体的事案を通して見ると、第三者の取引の相手方の誤認は、誤認するにあたり、相当な客観的外観を信頼して取引をした場合に認められているようであり、また、その外観に疑問をいだいたにもかかわらず、それを調査、確認しなかった場合に過失責任が認められているようである。ただ、その過失が軽過失であるのか、それとも重過失であるかについての判断は、明白に区別されていないようである。

本件についてこれを見ると、Xは、訴外B会社のCと取引を開始するに際して、十分な調査をしておらず、仮に調査をしたとすれば、A組合が事業運営に失敗し、負債をかかえていることは少なくともわかっていたはずである。また、B会社が銀行との取引を開始する際にYらがそれを個人保証をしているのであるから、十分な調査を行えば、A組合とB会社とは別組織であることがわかったはずである。また、客観的外観から、取引当初B会社をA会社と誤認していたとしても、製薬会社や薬種問屋約一〇社がB会社と取引を開始するに際して、A組合のY

らがB会社のために保証契約をしており、二⑥の事例のように考えれば、A組合とB会社が別組織であることを他の会社が知っているにもかかわらず、その点について知らなかったということに重過失が認められるのではないだろうか。

四、最後に、中小企業等協同組合法三十八条の二にいわゆる理事の責任について検討する。同法三十八条の二第二項は、「理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる」と規定している。ここにいる理事の第三者に対する責任は、理事がその任務を怠って組合が損害を受ければ、結局第三者にも損害をおよぼすことから、それを防ぐために設けられたものである。また、同法三十八条の二第一項に、「理事がその職務を怠ったとき」とあるが、これは、たとえば、理事の監督不行届で職員が組合財産を使いこんだ場合や調査不十分で業務を行ったために損害を招いた場合等も含まれる^(福川・改訂増補中小企業等協同組合法の解説一三六頁)。ところで、第二項にいう「重大な過失」について、前記一の最高裁判所の判例^(民集一三卷八号一五六頁)がある。右判例は、中小企業等協同組合法によって、組合員に対する事業資金の貸付および組合員のためにする借入金等の事業を行なう目的で設立された組合の理事が経営に行き詰って、組合に現金がないため、その理事が組合を代表して組合員に融通手形を振り出した事案において、「理事が右組合員において満期に手形金の払込をするものと信ずるにつき思考するに足る事情はなく、しかも手形振出の時以後：新

たな融資も実現が困難であった等の事実にてらし、組合が満期に手形金の支払をすることが極めて困難な状態にあり、特段の事情のないかぎり、理事においても手形振出当時にかかる状態を当然に予見しえたものと認められる」から、これを予見しなかったのであれば、理事には中小企業等協同組合法三十八条の二第二項にいう重大な過失があると判示し、原審たる東京高等裁判所に対して破棄差戻しをしている。これを受けて、右東京高等裁判所^(昭和三五年四月一五日判決金融法務事情二四一号三四頁)は、さらに、右組合代表理事が専務理事に、組合員の営業状態を調査させたところ、右専務理事がAの信用および資産状態等の調査を行うことなく、二〇分ほど組合員の店の客の入り具合や店の造作を見ただけで営業状態良好と判断し、報告したことをうのみにし、十分な調査をしておらず、さらには、信用度の低い組合員に組合員貸付の限度をはるかに上まわる手形を振り出し交付したことが、組合理事として少なくとも業務執行について重大な過失があったと判示している。

これを本件についてみると、当事の理事長は、組合の現状把握に努め、訴外Cを含めた当時の組合の薬品購買に関与した人々の在庫管理のずさんさに着目するとともに、組合の現況を銀行の支店長や製薬会社の監査役等に相談し、その結果、訴外B会社との業務委託契約締結に消極的意見を持ち、理事会の席上自らの調査結果に基づいて反対理由を述べ、一〇〇パーセントの安全性がない以上、右契約に賛成できない旨の意思を表明して

いる。すなわち、B会社の資産状態、B会社代表取締役Cの信用等を十分に調査し、右契約を締結して、業務をB会社に委託してもあまり期待することはできず、また、組合自体の管理体制の強化等を行わないかぎり、組合の再建は困難である旨の結論に達したように思われる。そうすると、将来において、組合およびB会社の経営が行き詰まるであろうことは、ある程度予見が可能であったといえるのではないだろうか。仮に予見が困難であったとしても、右に述べられた調査結果に基づき、当時の理事長の反対意見の表明に対して、Yらは、組合の負っている債務の早期処理を求めるあまり、結局、右反対意見を十分に調査・検討することなく、さらには、右反対意見を述べた当時の理事長を辞任させ、信用の低いB会社代表取締役Cと業務委託契約を締結しているのであるから、右契約を締結した理事会の構成員たる理事Yらには、重大な過失があり、中小企業等協同組合法三八条の二第二項の責任を負わされるべきことになるのではないだろうか。

竹村 純